# SIPRI年鑑 2007

軍備, 軍縮及び 世界の安全保障

日本語要約版

ストックホルム国際平和研究所 (SIPRI) は平和と紛争の問題、特に軍備管理や軍縮問題について研究を行う独立した国際的研究機関である。研究所は150年に渡って途切れることなく続いたスウェーデンの平和を記念して、1966年に創設された。その主な研究資金は、スウェーデン政府が提案し、後にスウェーデン議会が承認した研究助成金によって賄われている。研究所員及び理事会は国際的に構成されている。研究所はまた国際的諮問機関である諮問委員会も設けている。

SIPRIの研究目的は、以下のとおりである。

- ・安全保障及び軍備管理における透明性を推進すること
- ・紛争防止及び紛争解決に貢献すること
- ・一般の人々に向け情報を発信していくこと

#### SIPRI理事会

Rolf Ekéus大使 理事長 (スウェーデン)

Willem F. van Eekelen博士 副理事長(オランダ)

Alexei G. Arbatov博士 (ロシア)

Javantha Dhanapala (スリランカ)

Nabil Elaraby博士(エジプト)

Rose E. Gottemoeller (米国)

Helga Haftendorn教授(ドイツ)

Mary Kaldor教授(英国)

Ronald G. Sutherland教授 (カナダ)

Alyson J. K. Bailes 研究所長 (英国)

#### SIPRI年鑑2007

『SIPRI年鑑2007』は、世界の軍事費、国際的武器移転、兵器生産、 核戦力及び多国間平和活動のような分野における独自のデータと、軍 備管理、平和及び国際安全保障の重要局面に関する最新の分析とを合 わせて提供している。

『SIPRI年鑑2007』の主要な分析テーマは、「リスク」という概念と 用語がもたらした公共安全保障政策の新しい視点である。序文では、 政府や地域・国際協力機関による安全保障を向上させる試みをどのよ うに行っているかを整理した上で、リスクの構造、優先順位付けの問 題、誤認の落とし穴、そしてリスクという視点の利点について詳述す る。

リスクに基づく安全保障分析の利点の一つは、急速に変化する一連 の、伝統的な意味では多くの場合「脅威」として認識されないであろ う政策課題に、適応できる能力である。この内いくつかの課題が年鑑 の中で検討されている。

このブックレットでは『SIPRI年鑑2007』から精選されたデータ及び重要結果を紹介する。



#### 要約版の翻訳・刊行にあたって

平和を希求する大学を標榜する広島大学が昨年度に引き続き「ストックホルム国際平和研究所(SIPRI)」の年鑑を翻訳・刊行できることは大変有意義なことであると同時に光栄なことと思っています。こうした形で平和理解や平和構築に貢献できることは広島大学の使命であり、また責務であることに鑑みれば、本当にうれしいことであります。これまで広島大学では平和科学研究センターを設置したり、国際協力研究科に平和構築を中心とする講座を設置したり、国際教育協力を推進したり、平和に関する国際的な共同研究を行ったり、昨年度はノーベル平和賞を受賞されたモハマッド・ユヌス氏(バングラデッシュ)の講演会を開催したりと、多面的な平和を希求する活動を展開してきております。

ご案内のとおり2007年度版の年鑑は財政の制約もあり、要約版の翻訳・刊行となりました。しかし年鑑が世界の人々に伝えようとしている内容は的確にコンデンスされており、少なくとも世界情勢を理解するうえで必要最小限の情報は提供しているものと思います。

平和は単に戦争がなければそれでいい、というものではなく、貧困 問題、人権問題、資源が引き起こす紛争、開発問題、格差問題など多 面的複層的に理解されるべき主題であります。その意味で多くの方々 に広く関係すべきことであり、この年鑑の刊行がそうした意味で平和 を希求する人々に読んでいただけることを願うものであります。

本書を翻訳・刊行するにあたり、SIPRIとの交渉、翻訳作業あるい は校閲・監修など多くの準備に時間と労力を割いていただいた本学の 教職員や学生の方々に謝辞を申し上げます。

最後に年鑑の完全版の翻訳ではなく、要約版の翻訳をお許しいただけたSIPRIの理事会のメンバー及び事務局長にお礼を申し上げるしだいです。

広島大学理事・副学長(研究) 二宮皓

# 目次

序文	2
欧州大西洋の安全保障とその諸制度	3
主要武力紛争	4
平和維持:紛争の変化に対応して	6
2006年の多国間平和活動	7
旧ソビエト地域における地域的安全保障協力	8
諜報機関の民主的説明責任	9
エネルギーと安全保障:地域的及びグローバルな側面	10
人間の生存に対するリスク解析	11
軍事費	12
兵器生産	14
国際的な武器移転	16
民生資材の所有及び使用の管理による安全保障リスクの削減	18
国連安全保障理事会決議1540:国際立法による不拡散	19
核軍備管理と核不拡散	20
化学及び生物兵器の開発と軍備管理	22
通常兵器の軍備管理	23
MANPADS管理のための世界的努力	24
安全保障に関連する国際的移転の管理	25
軍備管理・軍縮協定及び武力紛争の人道法に関する協定	26
安全保障関連の略語表	30
SIPRIのウェブサイト	36
最近のSIPRI出版物	37
『SIPRI年鑑2007』の注文方法	38

#### 序文

人類の安全保障と生存に関する広範囲の問題を包摂する「リスク」 という概念が、従来の「脅威」に替わって使用されることが増えてき ている。

紛争とテロリズムだけでなく、自然災害、社会的・経済的脆弱性を含むリスクの全体を考慮した公共政策は、リスクの優先順位を正しく評価できる可能性が高い。しかし、実際的・主観的な理由から、一国の直面する全てのリスクを網羅し、比較することは困難である。最近の事件や明らかに短期的な課題が優先順位を歪める可能性があり、また、どれくらいのリスクが自然発生するのかを理解することも困難である。一つのリスクに対処する行動が、予期せぬ結果を招き、そのリスクと共に他のリスクをも悪化させることになるかもしれない。リスクの比較と予測に関する最近の大多数のテクニカルモデルは、今日の多くの主要なリスク要因の超国家的な、しばしば地球規模の拡散を考慮することや、世界システムの全体としての脆弱性や復元力を評価することができない。

リスクに基づく安全保障分析によれば、潜在的に複雑であることが 明らかになるが、このことは何らかのリスクと共に生きる(そして、 回復と復興に焦点を当てる)方が、リスクを廃絶しようと試みるより も安全かもしれない、ということを示唆する。リスクの正確な査定が、 実行されかねない無謀さに対する有益なブレーキである。

共通のリスクに対する共通の効果的な解決(そしてその管理に関わる費用の分担)は、緊密な多国間協力を通して達成されるものであろう。したがって、「リスク社会」という現代の概念は、共通の安全保障ガバナンスを持つ「グローバル社会」という古いビジョンへと回帰していくかもしれない。

#### 欧州大西洋の安全保障とその諸制度

2001年9月11日以後、西欧の安全保障問題に根本的な方向転換が起こり、国際的テロリズムに関心が向けられるようになったが、それ以来、安全保障分析の主流に本質的な変化は見られない。

イラクにおける米主導の行為は、国際社会にとって長期的な不利益 を生み出したようである。国際的対テロ努力は、それをイラクの情勢 と結びつける試みによって妨げられた。

EUもNATOも転換期にあり、新しい課題の生まれた文脈の中で、 自らの有効性を証明する方法を模索している。2006年には、EUの外 交政策及び安全保障政策は、ヨーロッパ憲法の採択を巡る危機と「拡 大疲労」が妨げとなった。以前より予告されていたNATOの変革プロ セスに、ほとんど進展は見られなかった。共有するビジョンの欠如に より、EU-NATO間の緊密な協力が妨げられた。

2006年には、セルビアとモンテネグロの分離とコソボの将来的地位の見通しが、西バルカンにおける永続的国家システム確立への足がかりとなった。

ロシアは、エネルギー大国としての地位を利用して、国家の誇りを 回復させ、旧ソ連近隣諸国での影響力を取り戻し、そして地政学的影響力を最大化した。ロシアは2006年及び2007年初頭にエネルギー供給 を主要な戦略的ツールとして用いることで、国際安全保障のパラダイムに変化を生じさせた。それゆえ、ヨーロッパ諸国はロシアとのより 密接な協力を模索せざるを得なくなった。

多くの欧州大西洋共同体国家に対する2006年のロシアの行動は、新たな、拡大西ヨーロッパと、改革途上で統合の遅れた東ヨーロッパ諸地域との間の「緩やかな」分裂(まだ地理的に不明確であるが)の出現を促すこととなった。

#### 主要武力紛争

国家横断的傾向特に外国在住者、国家を基盤とした国家横断的紛争ネットワーク、国際的テロリズム及び犯罪の役割は、武力紛争の分析において最近重要な要因となり、地域的出来事と世界秩序の変化との間にある繋がりを明確化することに役立っている。将来は、紛争の国家横断的側面に対処する方法を見出すことが、国際的な政策課題の重要な位置を占めることになるだろう。

アフガニスタンでは、2006年のタリバンの活動は、隣接するパキスタンにある基地によって支援されたと考えられた。

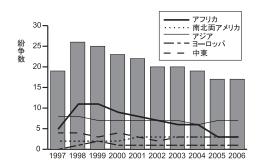
イスラエル、パレスチナ領及びレバノンの2006年の紛争は、地域的・ 国家横断的紛争ネットワークの役割と、国家と非国家主体間の関係を 例証するものであった。

ソマリアは、地域利害による代理戦争の戦場としての、また米国の「対テログローバル戦争」における中心としての、両方の役割をも果たしていたようであった。エチオピアは、ソマリアの暫定連邦政府を支援するため、軍事的に介入した。恐らく巨大な難民人口を含むソマリ人のディアスポラも、紛争に影響を与えた。

2006年にも、2005年と同じ17の主要武力紛争が同じ16の場所で行われた(2006年のイスラエルとヒズボラ間の紛争は、推定死亡者数が1000を下回るため、主要武力紛争には数えられない)。国家間の紛争はない。

アジアは2年連続して、主要武力紛争の数が最多の地域であった。

#### 主要武力紛争の地域分布と年間総数 1997-2006年



#### 2006年の17の主要武力紛争。

アフリカ	南北両アメリカ	アジア
ブルンジ↓	コロンビア↓	アフガニスタン↑⁰
スーダン↓	ペルー↓	インド (カシミール)↓
ウガンダ↓	アメリカ合衆国↓	ミャンマー↑
		ネパール↑
ヨーロッパ	中東	フィリピン↑
ロシア	イラク゜	フィリピン
(チェチェン)↓	イスラエル↑	(ミンダナオ)↓
	トルコ亅	スリランカ ↑ ♭

- ↓/↑=2005年と比較した戦死者数の減少/増加
- a 紛争についての詳細はSIPRI年鑑を参照
- bこの地域の紛争では2006年に1000もしくはそれ以上の戦死者を出した。

#### 平和維持:紛争の変化に対応して

2006年はこれまでで最も多くの人員が平和ミッションに展開された年であった。平和ミッションの経費もまた前例のないレベルに達した。

同年中頃の情勢変化により、国際社会は平和維持の繰り返される政治的・作戦的ジレンマに直面し、過去のミッションのいくつかを再評価し、ミッションの構想、履行及び評価の方法をより全般的に再検討することを余儀なくされた。

国連とNATOはそれぞれ、レバノンのUNIFUL (国連レバノン暫定隊) ミッションとアフガニスタンの国際ミッションISAF (国際治安支援部隊)を拡大するのに非常な困難を経験した。ISAFは2006年アフガニスタンの全地域に対する全責任を負った。

国連が東ティモールから完全撤退しようとしていたまさにその時、東ティモールにおける法と秩序の崩壊によって、大規模で多面的な国連ミッションUNMIT(国連東ティモール統合ミッション)が展開された。

2006年には、スーダンのダルフールにおける国連平和維持軍の展開に対してスーダン政府の同意を得ることが、特別に困難であった。同国政府は最終的にアフリカ連合と国連の混成ミッションの展開に同意した。ミッションや派遣国が中立性と不偏性との原則に違反していると紛争当事者に非難される場合、同意の問題は、他の何件かのケースでも問題となった。

いくつかのミッションのマンデートや他の文書には、武力行使の正 当化のため自衛と並んで「マンデートの履行」が含められた。これは、 ミッションがどんどん「強力に」なり、平和維持と戦闘との境界線が 間違いなく不明瞭になってきたところで行われた。

#### 2006年の多国間平和活動

2006年のある時期、または2006年を通して、60の平和ミッションが活動を行った。20のミッションは国連主導、33のミッションは地域的機関もしくは同盟主導、そして7のミッションは一時的な連合主導であった。

イラクにおける多国籍軍を(統計的例外として)除いて、167,600 人の軍人及び文民要員が2006年の59の平和ミッションに対して展開された。展開人員は2005年から28%の増である。

2006年、国連は20のミッションに対して73,500人の軍隊及び軍事監視要員、そして14,000人の文民警察及び文民要員を展開し、平和活動においては依然として単独では最大の活動主体である。国連は2006年は2000年の2倍以上の要員を展開した。

2006年には、この数年で初めて、ヨーロッパ諸国が国連ミッションへの大規模展開に貢献した。

国連、EU、NATOによる平和ミッションの合計支出は判明しているだけで、2006年、55億ドルの記録的レベルに達した。

7つの新しいミッションが2006年に設立された。国連シエラレオネ統合事務所(UNIOSIL)、国連東ティモール統合ミッション(UNMIT)、オーストラリア主導の東ティモール国際安全保障部隊、コモロ連合の選挙を支援するアフリカ連合ミッション(AMISEC)、パレスチナ領におけるEU警察ミッション(EUPOL COPPS)、コンゴ民主共和国欧州連合部隊(EUFOL RD Congo)、そしてモンテネグロにおけるOSCEミッションである。

6つのミッションが2006年に終了した。国連ブルンジ活動(ONUB)、 国連東ティモール事務所(UNOTIL)、AMISEC、EUのアチェ監視ミッション(AMM)、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国の欧州連合警察 顧問チーム(EUPAT)、そしてEUPOR RD Congoである。

#### 旧ソビエト地域における地域的安全保障協力

旧ソビエト地域は、多国間機構樹立へ向かう全般的な傾向に従ってきた。この地域の4機関が、注目すべき安全保障への関わりをもっている。ロシア主導の2つのグループー独立国家共同体(CIS)及び集団安全保障条約機構(CSTO)、グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、そしてモルドバから成るグループ(GUAM)、中国、ロシア及び中央アジア4ヶ国から構成される上海協力機構(SCO)がそれである。

西欧で設立された同様の機関とは異なり、GUAMを除けば国内問題のよき統治を推進する機構はない。

CISは、軍事協力、平和活動、対テロに関する能力があると主張するが、実際の成果はごく限られたものである。

ロシアはその軍事協力を、CISからCSTOへ次第に移行させている。 CSTOは、集団緊急展開軍を設立し、合同防空を展開し、装備協力を 推進し、対麻薬・対テロ政策を担う。軍事的には最も一貫性を持つ機 構であると思われる。

GUAMは、対テロプログラムを持ち、合同平和維持活動について議論してきたが、加盟国の政治的方針に相違があり、結果は乏しい。

SCOは、相互信頼醸成と、テロリズム、過激主義、分離主義に対抗する軍事協力に従事している。SCOは発展へ向かう最大の活力と射程を見せている。

これらのグループが、当面、ユーラシア安全保障構造の一部を形づ くることになりそうである。

#### 諜報機関の民主的説明責任

2001年9月11日の米国に対するテロ攻撃と、2003年の米国主導のイラク侵攻により、西欧諜報機関の妥当性、政府との関係、そして人権侵害への関与疑惑に国際的関心が集中した。

その結果、諜報機関による失敗や違法行為の申し立てに対する主要な公的調査や議会による調査が、数ヶ国で実施された。諜報機関の外部に対する説明責任についての関心が、公共政策課題の重要な位置を占めていることは明らかである。

過去30年間に多くの国が、政令によって課報機関を管理する形から、より民主主義的に説明責任を果たす形へと向かっていることが、いくつかの民主国家の比較研究によって明らかにされている。

諜報機関監視制度は現在、繰り返される多くの課題と問題に直面している。

- ・透明性に対する正当な必要性と、活動、情報源及び手法の機密性と のバランスの問題
- ・諜報機関の政治化及び行政上の悪用の危険性
- ・ポスト権威主義及びポストコミュニスト国家における諜報機関の民 主的監視制度の樹立
- ・国際的諜報協力の監視

2001年9月以降の世界で、比較的新しい既存の監視制度が、これらの課題に全面的にどの程度十分に取り組めるかについては、依然として見守っていく必要がある。

#### エネルギーと安全保障:地域的及びグローバルな側面

エネルギー供給確保の努力は、今日、国家の外交政策や対外関係を 形成する重要な一要因である。

エネルギー安全保障の課題に対処するため、自国のエネルギー権益を守るためには、(軍事的もしくは経済的)力を行使することも辞さない、国家主義的アプローチをとる国もある。集団的・制度的手段の必要性に対し、より理解を示してきた国もある。

エネルギー安全保障への関心は、エネルギー市場の主要プレイヤー (輸出国、輸入国、及び通過国) である国家間の新しい戦略的同盟や協力を生み出した。またこの関心は、国際的な緊張、対立、そして紛争の源ともなってきた。

エネルギー資源に関わるさらに多くの国内紛争が、将来、特にアフリカで起こる可能性がある。豊かな石油やガス埋蔵量を持つ地域の戦略的重要性はこの先数十年かけて確実に高まり、そういった地域が緊張や紛争に対してますます脆くなっていくであろう。

エネルギー安全保障は、伝統的には純粋に一国もしくは国内問題として見なされてきたが、多国間の対応が明らかにもっとも望ましい側面も含まれる。エネルギー市場の主要プレイヤーの協力が、エネルギー供給の安全保障を大きく向上させる可能性をもっている。エネルギー安全保障の分野では、国際協力と国際競争は共存しうるが、より良いバランスを保つ必要がある。

代替エネルギー資源の開発における目覚ましい進歩は、エネルギー 安全保障の展望を著しく変える可能性があるが、その一方で、新しい 安全保障問題もまた生み出されていくのであろう。

#### 人間の生存に対するリスク解析

政府軍事支出の基礎となる理論的根拠は、国家に対する軍事的脅威 と密接に結びついた、狭い、伝統的な概念に基づくものである。最近 の安全保障分析は、これまでと異なる、より広い安全保障の定義にも とづき、軍事的手段では対処できない一連の非伝統的安全保障リスク を認識している。

公衆衛生の分野には、非軍事支出が人間生命の安全を保障する手段として、はるかに対費用効果が高い分野の事例が数多く存在する。軍事支出と比較すると、夭折・傷害のリスクを減少させることを目的とした世界保健機関(WHO)や他の国連機関のために練られた予防戦略(例えば基本的な健康介入、もしくはミレニアム開発目標の達成)の方が、極めて対費用効果的である。

病気のリスク要因と集団的暴力のリスク要因との間には重なり合う 部分がある。このことは「貧困からの自由」と「恐怖からの自由」の 課題においてもまた重複部分があること、したがって、異なる種類の 安全保障戦略にとって重要な意味合いをもつことを示唆する。

資源の経済的稀少性と資源をめぐる競争が、紛争や暴力の潜在的原因となるにせよ、飢餓、環境問題、貧困に取り組むために、(例えば、資源の豊かな国から死亡率の高い発展途上国への資源の移転も含む)世界の資源を建設的に使うことが、人間の生存を直接的に向上させ、また国際安全保障を間接的に強化する可能性が高い。

#### 軍事費

2006年における世界の軍事費は、現行米ドルで1兆2040億ドルに達すると推定される。これは、2005年から2006年の間に実質で3.5%、1997年から2006年の間に37%の増加があったことを示す。2006年の世界軍事支出は、世界のGDPの2.5%に達した。

米国の国防支出は、主に、アフガニスタン、イラクその他の地域で の軍事活動に3810億ドルが充てられた結果として、2001年から2006年 の間に実質で53%増加した。

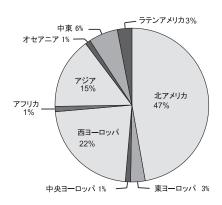
2006年、中国は日本に比べ一人当たりの支出ははるかに低かったが、総額では日本を凌ぎ、世界で4番目の軍事支出国となった。

2006年の軍事費上位10ヶ国

数値は恒常米ドル (2005年) によるものである

国名	軍事費総支出 (10億米ドル)	1人当たり軍事費支出 (米ドル)	占有率 (%)
米国	528.7	1,756	46
英国	59.2	990	5
フランス	53.1	875	5
中国	49.5	37	4
日本	43.7	341	4
ドイツ	37.0	447	3
ロシア	34.7	244	3
イタリア	29.9	514	3
サウジアラビア	29.0	1,152	3
インド	23.9	21	2
小計	888.7	_	77
世界全体	1,158.0	_	100

#### 2006年地域別 軍事費占有率



東ヨーロッパの軍事費は、2005年から2006年にかけて、名目で12%増加し、世界の地域の中で最大の増加率となった。中央アメリカと西ヨーロッパの2地域では、軍事費が2005年から2006年にかけて僅かに減少した。1997年から2006年にかけて、6地域で実質で50%以上軍事費支出が増大した。伸び率の高い順に中央アジア、東ヨーロッパ、中東、南アジア、北アメリカ、そしてサブサハラ・アフリカの順である。

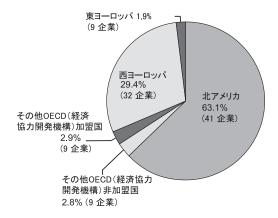
#### 兵器生産

2005年の世界における(中国企業を除いた)兵器生産企業上位100 社(SIPRI上位100社)の兵器売上は、推定2900億ドルに達した。これは、 2004年SIPRI上位100社の兵器売上を実質で3%上回る。

2004年から2005年にかけて、6つの企業が兵器売上を10億ドル以上 増加させ、19の企業がその兵器売上を30%以上伸ばした。これは企業 の成長というよりもむしろ、買収によるものがほとんどであった。

先進兵器システムの、高いしかも上昇する固定費が、兵器産業内部 の発展と、国防政策・軍産関係政策の両方を大きく規定している。

兵器売上地域別占有率:SIPRI上位100社



#### 上位兵器生産企業

下のリストは、2005年のSIPRI上位100社の内、上位25社の兵器売上を示すものである。企業が本拠地とする国もしくは地域を括弧内に示す。『SIPRI年鑑2007』では、2005年SIPRI上位100社を網羅したリストを見ることができる。

1	Boeing (米国)	\$28,050 m.
2	Northrop Grumman (米国)	\$27,590 m.
3	Lockheed Martin (米国)	\$26,460 m.
4	BAE Systems (英国)	\$23,230 m.
5	Raytheon (米国)	\$19,800 m.
6	General Dynamics (米国)	\$16,570 m.
7	Finmeccanica (イタリア)	\$9,800 m.
8	EADS (ヨーロッパ)	\$9,580 m.
9	L-3 Communications (米国)	\$8,970 m.
10	Thales (フランス)	\$8,940 m.
11	United Technologies Corp. (米国)	\$6,840 m.
12	SAIC (米国)	\$5,060 m.
13	DCN (フランス)	\$3,520 m.
14	Rolls Royce(英国)	\$3,470 m.
15	Computer Sciences Corp. (米国)	\$3,400 m.
16	ITT Industries (米国)	\$3,190 m.
17	General Electric (米国)	\$3,000 m.
18	Honeywell International (米国)	\$2,940 m.
19	Halliburton (米国)	\$2,720 m.
20	SAFRAN (フランス)	\$2,630 m.
21	Dassault Aviation Groupe (フランス)	\$2,210 m.
22	Mitsubishi Heavy Industries (日本)	\$2,190 m.
23	Saab (スウェーデン)	\$2,110 m.
24	Alliant Techsystems (米国)	\$2,060 m.
25	Harris (米国)	\$1,870 m.

#### 国際的な武器移転

SIPRIの動向指標の値によれば、2002年から2006年の間に、主要通 常兵器の移転量に、50%近い増加があった。

米国とロシアは、それぞれ世界の武器移転量の約30%を占め、2002年から2006年における最大の武器供給国であった。EU諸国から非EU諸国への輸出シェアは、20%を少し超える。中国とインドは、世界で最大の武器輸入国であった。

主としてロシアからのイランへの武器移転が、2006年におけるメディアの大きな注目を集めたが、米国及びヨーロッパ諸国からのイスラエル、サウジアラビア、アラブ首長国連邦への移転の方が格段に大量であった。これらには、地域の安定に重大な衝撃を与えかねない長距離用通常兵器システムの移転が含まれていた。

2006年の南レバノンにおける紛争では、ヒズボラが予想外に装備を備えていることが明らかになった。その武器のほとんどはイランとシリアにより供給されたものと考えられる。

巨大な通常兵器システムを開発する費用の上昇により、ほとんど全ての国が武器と武器技術に関して他国に依存せざるをえなくなってきている。中には、高い経済的犠牲を払ってでも、巨大な武器システムを独自に生産しようと試みる国もあれば、大量破壊兵器のような比較的安価な代替物もしくはテロリズムやサイバー戦争のような戦闘戦略に的を絞るというやり方で対応する国もあるかもしれない。

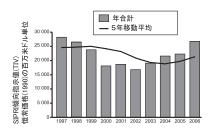
2006年、米国や、アフリカ及び中東の数ケ国が、ソマリアに課された国連の武器禁輸措置に違反したと非難された。この禁輸措置は12月に解除された。

2006年12月、国連総会は、国際的武器貿易条約の創設に関する決議 を採択した。

主要通常兵器の最大輸出国及び輸入国 2002-2006年における上位10ヶ国

輸出国	占有率 輸出 (%)	輸入国	占有率 輸入(%)
米国	30.2	中国	13.7
ロシア	28.9	インド	9.5
ドイツ	8.6	ギリシャ	6.8
フランス	8.3	アラブ首長国連邦	6.6
英国	4.2	韓国	3.6
オランダ	3.0	オーストラリア	3.2
イタリア	2.4	イスラエル	3.2
中国	2.0	エジプト	2.9
スウェーデン	1.8	トルコ	2.8
イスラエル	1.6	イラン	2.4

主要通常兵器の国際的移転における傾向 1997-2006年



5年間の移動平均を、各5年の最終年に示す。SIPRI動向指標の値は経済価値ではなく、移転量を示している。URL参照:⟨http://armstrade.sipri.org/⟩。

#### 民生資材の所有及び使用の管理による安全保障リスクの削減

軍事的応用をまったく目的としない特定の民生資材、装備、知識、 技術は、大きな衝撃を持つテロリズム行為やもしくは他の有害な目的 に悪用される可能性があるにもかかわらず、武器管理の範疇には入ら ない。これらの品目の多くは、産業界の民間部門が所有している。

これら民生品を管理するために開発されるいかなるシステムも、経済活動を妨げてはならない。さらに、管理ための解決策は、国家の非常事態権限権に基づいてはならず、また、市民社会から広範な管理権を取り上げてはならない。

企業と政府は、安全保障を作り上げるパートナーとしてますます協力しなければならないという共通認識が高まりつつある。そのような努力の一環として、非合法の軍事目的のための民生品の悪用と誤用を管理するために、立法者はより統合された規定を立案する必要がある。広く産業界に企業の安全保障責任についての認識を高める必要もある。

自発的で、保証された産業界の安全保障基準が、企業内の品質管理 全体の不可分の一部を成すべきである。立法者と企業はこれらの基準 を作り出すために協力する必要がある。国際標準化機構(ISO)及び 欧州標準化委員会(CEN)で行われている既存の手続きが、包括的 な安全保障基準全体を発展させるための出発点となるであろう。

#### 国連安全保障理事会決議1540:国際立法による不拡散

2004年4月28日に採択された国連安全保障理事会決議1540は、非国家主体を国際的な不拡散努力の対象に含めた。概して時間がかかり、また複雑な国際的条約作成プロセスを回避することを目指した米国主導のイニシアティブの成果である。

決議1540の下では、国連加盟国は、大量破壊兵器及びその運搬手段の製造、取得、所持、開発、運搬、移転あるいは使用を企てる非国家主体に対し、いかなる形の支援も与えてはならない。国連加盟国はまた、関連する国内法を採択または強化しなければならない。

決議1540の採択にあたり、いくつかの重要な問題が浮上した。

- ・安全保障理事会は、国連憲章第7章の下で「立法義務」要素を含む 拘束力のある決議を採択するにあたって、どのような権限を有する のか?
- ・決議によって規定される法律上の義務の厳密な範囲と性格はどのようなものか?
- ・どのようにすれば、決議を効果的に履行することができるのか?

国連加盟国による決議1540の履行は、現在に至るまで足並みが揃わず、加盟国の法律制定や運用に対してほとんど影響を及ぼしていないように見える。

国連憲章の下では法的拘束力を持つ決議であったとしても、「立法 義務に関する」国連安全保障理事会決議の確立が、国際平和と安全保 障に対する緊急の脅威に対する効果的で敏速な対応を保証するもので はないように思われる。

#### 核軍備管理と核不拡散

法的に認知された核兵器保有5ヶ国(中国、フランス、ロシア、英国、米国)全てが、自国の核兵器体系を保持し、近代化させることに専心している。英国は新型の核軍備潜水艦を建設し、2020年にトライデントの後継艦とする決定を発表した。

北朝鮮は、2006年10月9日に、地下核爆発実験を実行することにより、核兵器能力を実証した。実験は、部分的に成功したに過ぎないと広く考えられており、北朝鮮に実戦用的核兵器を製造する能力があるかどうかは不明なままである。

IAEAの理事会は、イランがウラン濃縮プログラムを再開した後、それを国連安全保障理事会に報告した。2006年7月に採択された安全保障理事会決議1696は、全てのウラン濃縮及びプルトニウム分離活動を停止するようイランに求めた。イランが決議1696を無視したことを受け、安全保障理事会は、12月に決議1737を採択し、イランの核プログラム及び弾道ミサイルプログラムを対象とする制裁を課した。

インドと米国は、二国間の原子力通商を再開するにあたって問題の 多い原子力平和利用協力協定の履行に向けて一歩踏み出した。3月に は、インドの原子力プログラムを民生用と軍事用へ分離する計画に合 意した。12月には、米国議会が法律を修正してハイド法を通過させ、 インドとの原子力貿易協定の交渉を許可した。インドではハイド法の 下で課された状況に不満が出ている。

ロシアと米国は、2006年7月のG8サミットで「核テロリズムと戦う国際イニシアティブ」を発足させた。

世界の核戦力、2007年1月現在

国名	最初の 核実験年	配備 弾頭数	
米国 <sup>a</sup>	1945	5,045	
ロシア	1949	5,614	
英国	1952	約160	
フランス	1960	348	
中国	1964	約145	
インド	1974	約50°	
パキスタン	1998	約60°	
イスラエル	_	≤100 <sup>c</sup>	
北朝鮮	2006	_ <sup>d</sup>	
合計		約11,530	

- a米国の総保有量には、補用部品、予備を含めて約10,000の弾頭が含まれる。
- b ロシアの総保有量には、およそ15,000の弾頭が含まれ、その内、約9300が 備蓄されているか、解体を待っている。
- c インド、イスラエルそしてパキスタンの核保有量の内、配備されている のは一部に過ぎないと考えられている。
- d 分離プルトニウムの保有量の推定値を根拠にすると、北朝鮮は6つの核 弾頭の生産が可能であった。

上の表に挙げられる国を全て併せると、配備中、補用部品、予備、 備蓄中、解体予定のものも含め、総計26,000以上の核弾頭が2007年初 頭に保有されていたことになる。世界にはおよそ1,700トンの濃縮ウ ラニウムと500トンの分離プルトニウムがあるが、これは100,000の核 兵器を生産するのに十分な核分裂性物質である。

#### 化学及び生物兵器の開発と軍備管理

2006年11月20日から12月8日までジュネーヴで開催された生物並びに毒素兵器禁止条約の第6回再検討会議で、2007年から2010年の間毎年会議を開き、条約の効果的な履行を推進するための措置について検討すべきだという合意がなされた。1. 生物施設でバイオセーフティ並びにバイオセキュリティを向上させるための措置、2. 疾病の監視、発見、診断に対する諸国の能力を向上させるための措置。

12月5日~8日にハーグで開催された1993年化学兵器禁止条約の第 11回締約国会議では、理事会の代表が化学兵器廃棄期限の延長を申請 した締約国の化学兵器施設を視察することが決定された。全ての化学 兵器廃棄に向けた条約期限(2012年4月29日)を果たして全締約国が 守れるのか、という懸念がある。

2006年、バイオセキュリティとバイオセーフティは、様々な国内的、地域的協定や活動の中で対処されてきた。

化学及び生物兵器の開発もしくは使用について、さらなる申し立て が2006年になされ、過去のプログラムについてより多くの情報が入手 できるようになった。

信頼性のある情報とその理解の不足が、生物化学兵器拡散の脅威の 事前予測の評価と履行を妨げる。

化学及び生物兵器による脅威には、さらに注目を注ぐ必要があり、 また国内的・国際的措置の最良の組み合わせを見極めなければならない。

#### 通常兵器の軍備管理

1999年の欧州通常戦力 (CFE) 条約適応協力書の発効は、2006年にも依然として、1999年の欧州安全保障協力機構 (OSCE) イスタンブールサミットで採択された政治文書を巡るロシアと西欧諸国間の意見の相違の人質に取られたままであった。

通常兵器の管理は、ロシアによる公約の不履行、ロシアとNATO加盟国との政治的勢力争い、「軍備管理疲労」並びにOSCEの地位低下などが原因で、現在実質的に行き詰っているように見える。

2006年のOSCEウィーン軍事ドクトリンセミナーはOSCE加盟国の 軍事安全保障に対する現在の発想と方針について議論し明確化する機 会であった。

信頼醸成、透明性及び安定強化の分野における他の諸措置は、2006 年中、小型兵器及び余剰弾薬に集中した。

1997年の対人地雷禁止条約の締約国の中には、地雷廃棄の期限に間に合わない国もあるため、2006年に期限延長の手続きが設けられた。

1981年の特定通常兵器使用禁止制限条約の爆発性戦争遺留物に関する第5議定書が2006年に発効した。

#### CFE条約の上限と総保有数、2007年1月1日現在

	戦車	装甲戦闘車	砲兵	航空機	ヘリコプター	人員
上限	38,262	59,822	37,846	13,172	3,920	5,789,181
保有数	23,669	43,515	27,705	6,819	1,977	2,812,087

#### MANPADS(携帯式地対空ミサイル)管理のための世界的努力

2002年のケニアにおけるイスラエル旅客機撃墜未遂事件以来、米国は携帯式地対空ミサイル(MANPADS)の違法取引を縮小し、民間航空機をそのミサイル攻撃から守る空前の国際的努力の推進力となってきた。

これらのイニシアティブにより、盗難、紛失、流用の危険にさらされるMANPADSミサイルの備蓄が相当数削減され、空港周辺の安全、輸出管理及び民間航空機保護における主要な改善の礎が築かれた。

このような進歩にもかかわらず、MANPADSによるテロリストの脅威は衰えない。最近でも、アフガニスタン、エルサルバドル、イラク、レバノン、ソマリアの非国家グループから回収された、あるいは彼らに移転されたり、使用されたミサイルが報告されている。歴史的に、政府から非国家主体への移転が、これらのグループにとって、最大ではないにしても、主なMANPADSの調達先であった。

MANPADSの移転及び違法な使用を管理するさらなる方策には以下を含むべきである。

- ・生産国による可能な発射制御機能及び最も有望な技術の迅速な創出 及び設置に関する実行可能性調査。
- ・厳格な物理的安全管理と備蓄管理実践の普遍的採用。
- ・兵器廠の安全を確保し、余剰MANPADSを廃棄するための対外援助 プログラムの拡大。(多くは深刻な資金不足である)

#### 安全保障に関連する国際的移転の管理

核兵器、生物及び化学兵器の拡散を防止するための昨今の国際努力 は、輸出管理と他の非拡散手段とをより大きく統一させる方向へ向 かってきた。これにより、国家間協力と、諸組織間、例えば諜報機関 と輸出管理・刑法・経済制裁の執行機関のような共同体間、協力の拡 大が求められている。

特定の核拡散上問題のある品目のイランと北朝鮮による入手を制限する2006年の国連安全保障理事会決議のような措置の成否は、加盟国が輸出管理を効果的に適用するかどうかなのである。

数は少ないが次第に多くの国が、オーストラリア・グループ、ミサイル技術管理レジーム、原子力供給国グループ、そしてワッセナー協定のような、国家の輸出管理を強化するための非公式グループに加わっている。これらの国家は核拡散上問題のある品目が、輸出前に国家当局によって査定され、認可されることを確実にする国内法を採択している。

核拡散上問題のある品目の輸出を防止することが出来なかった場合には、核拡散安全保障イニシアティブの下で強化された最近の法執行機関の間の協力が、そのような品目の違法な輸送を目的のエンドユーザーまで辿りつかないよう保証する一助となり得る。

EUや他の機構の実施支援・技術支援プログラムにおいては、セクター間協力と輸出管理執行能力の確立に、より大きな重点が置かれるべきである。

#### 軍備管理・軍縮協定及び武力紛争の人道法に関する協定 2007年3月現在発効のもの

- 1925 窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手 段の戦争における使用の禁止に関する議定書(1925年ジュネー ヴ謙定書)
- 1948 西欧諸国間における経済的、社会的、文化的問題における協力 及び集団的防衛に関する条約(ブリュッセル条約)
- 1948 集団殺害罪の防止および処罰に関する条約(ジェノサイド条約)
- 1949 戦時における文民の保護に関するジュネーヴ条約(第4条約)
- 1954 1948年ブリュッセル条約議定書(西欧連合に関するパリ協定)
- 1959 南極条約
- 1963 大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約(部分的核実験禁止条約、PTBT)
- 1967 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(宇宙条約)
- 1967 ラテンアメリカ及びカリブ海域核兵器禁止条約(トラテロルコ 条約)
- 1968 核兵器の不拡散に関する条約(核不拡散条約、NPT)
- 1971 核兵器及び他の大量破壊兵器の海底への設置の禁止に関する条約 (海底条約)
- 1972 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約(生物・毒素兵器禁止条約、BTWC)
- 1974 地下核兵器実験の制限に関する条約(地下核実験制限条約, TTBT条約)
- 1976 平和目的地下核爆発の制限に関する条約(平和目的核爆発条約、 PNFT条約)

- 1977 環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する 条約 (ENMOD条約)
- 1977 国際武力紛争の犠牲者保護に関する1949年のジュネーヴ諸条約 第一追加議定書
- 1977 非国家武力紛争の犠牲者保護に関する1949年のジュネーヴ諸条 約第二追加議定書
- 1980 核物質及び核施設防護条約
- 1981 過度に傷害を与えあるいは無差別に効果を及ぼす事があると認 められる特定通常兵器の使用を禁止または制限する条約(特定 通常兵器使用禁止制限条約、もしくは「非人道的兵器」条約)
- 1985 南太平洋非核地帯条約 (ラロトンガ条約)
- 1987 中射程及び短射程ミサイルの廃棄に関する条約(中距離核戦力 全廃条約、INF条約)
- 1990 欧州通常戦力条約 (CFE条約)
- 1991 戦略兵器削減条約 (第1次戦略兵器削減条約、START I条約)
- 1992 オープンスカイ (領空開放) 条約
- 1992 欧州通常戦力の兵員数に関する交渉の最終文書 (CFE-1A協定)
- 1993 化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関す る条約(化学兵器禁止条約、CWC)
- 1995 東南アジア非核兵器地帯条約 (バンコク条約)
- 1996 準地域的軍備管理に関する協定(フィレンツェ協定;現在ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ及びセルビアに適用)
- 1997 火器、弾薬、爆薬およびその他関連物質の不法製造および密輸 を防止する米州条約

- 1997 対人地雷の使用、貯蔵、生産及び移譲の禁止並びに廃棄に関す る条約(対人地雷禁止条約、APM条約)
- 1999 通常兵器取得における透明性に関する米州条約
- 1999 信頼・安全醸成措置に関する1999年ウィーン文書
- 2002 戦略攻撃能力削減に関する条約 (モスクワ条約、SORT)

#### 2007年3月時点で失効または発効していない条約

- 1972 弾道弾迎撃ミサイル制限条約 (ABM条約): 2002年 6 月13日で 失効
- 1993 戦略兵器削減条約 (第2次戦略兵器削減条約、START II条約)
- 1996 アフリカ非核兵器地帯条約 (ペリンダバ条約)
- 1996 包括的核実験禁止条約 (CTBT)
- 1999 1990年の欧州通常戦力条約の採択に関する協定
- 2006 ECOWAS小型武器条約
- 2006 中央アジア非核地帯条約 (セミパラチンスク条約)

#### 安全保障関連の略語表

ABM 対弾道ミサイル

Anti-ballistic missile

AG オーストラリア・グループ

Australia Group

ALCM 空中発射巡航ミサイル

Air-launched cruise missile

APM 対人地雷

Anti-personnel mine

ATT 武器貿易条約

Arms trade treaty

ATTU 大西洋からウラルまで (の地帯)

Atlantic-to-the-Urals (zone)

AU アフリカ連合

African Union

BMD 弾道ミサイル防衛

Ballistic missile defence 生物及び毒素兵器禁止条約

Biological and Toxin Weapons Convention

CADSP アフリカ防衛・安全保障共通政策

Common African Defence and Security Policy

CBM 信頼醸成措置

**BTWC** 

Confidence-building measure

CBW 生物化学兵器

Chemical and biological weapon (s)

CCW 特定通常兵器(条約)

Certain Conventional Weapons (Convention)

CD 軍縮会議

CEMAC

Conference on Disarmament 中部アフリカ諸国経済共同体

Communauté Economique et Monétaire d'Afrique

Centrale

CFE 欧州通常戦力(条約)

Conventional Armed Forces in Europe (Treaty)

CFSP 共通外交·安全保障政策

Common Foreign and Security Policy

CICA アジア相互協力信頼醸成会議

Conference on Interaction and Confidence-building

Measures in Asia

CIS 独立国家共同体

Commonwealth of Independent States

CSBM 信頼・安全醸成措置

Confidence- and security-building measure

CSCAP アジア太平洋安全保障協力会議

Council for Security Cooperation in the Asia Pacific

CSTO 集団安全保障条約機構

Collective Security Treaty Organization

CTBT (O) 包括的核実験禁止条約(機関)

Comprehensive Nuclear Test-Ban Treaty (Organization)

CTR 協調的脅威削減

Co-operative Threat Reduction

CWC 化学兵器禁止条約

**Chemical Weapons Convention** 

DDR 元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰

Disarmament, demobilization and reintegration

DPKO 国連PKO局

Department of Peacekeeping Operations

EAPC 欧州・大西洋パートナーシップ理事会

Euro-Atlantic Partnership Council

EDA ヨーロッパ防衛機関

European Defence Agency

ENP 欧州近隣諸国政策

European Neighbourhood Policy

ESDP 欧州安全保障防衛政策

European Security and Defence Policy

FMCT 兵器用核分裂性物質削減条約

Fissile material cut-off treaty

GLCM 地上発射巡航ミサイル

Ground-launched cruise missile

GNEP 国際原子力パートナーシップ

Global Nuclear Energy Partnership 地球的規模脅威削減イニシアティブ

Global Threat Reduction Initiative

GUAM グルジア、ウクライナ、アゼルバイジャン、モルドバ

(民主主義・経済発展のための機構GUAM) Georgia, Ukraine, Azerbaijan and Moldova

(in Organization for Democracy and Economic Development-GUAM)

HCOC ハーグ行動規範

Hague Code of Conduct

HEU 高濃縮ウラン

**GTRI** 

Highly enriched uranium

IAEA 国際原子力機関

International Atomic Energy Agency

ICBM 大陸間弾道ミサイル

Intercontinental ballistic missile

INDA 不拡散・軍縮国際支援

International non-proliferation and disarmament

assistance

INF 中距離核戦力(条約)

Intermediate-range Nuclear Forces (Treaty)

ISAF 国際治安支援部隊

International Security Assistance Force

MANPADS 携帯式地対空ミサイル

Man-portable air defence system

MIRV 複数個別誘導再突入体または多弾頭独立目標再突入ミサ

イル

Multiple, independently targetable re-entry vehicle

MOTAPM 対車両地雷

Mines other than anti-personnel mines

MTCR ミサイル技術管理レジーム

Missile Technology Control Regime

NATO 北大西洋条約機構

North Atlantic Treaty Organization

NBC 核・生物・化学(兵器)

Nuclear, biological and chemical (weapons)

NPT 核不拡散条約

Non-Proliferation Treaty

NRF NATO即応部隊

NATO Response Force

NSG 原子力供給国グループ

Nuclear Suppliers Group

OAS 米州機構

Organization of American States

OCCAR 共同兵器調達機構

Organisation Conjointe de Coopération en matiëre

d'Armement

OPANAL ラテンアメリカおよびカリブ海地域における核兵器禁止

に関する条約機構

Organismo para la Proscripción de las Armas Nucleares

en la América Latina v el Caribe

OPCW 化学兵器禁止機関

Organisation for the Prohibition of Chemical Weapons

OSCE 欧州安全保障·協力機構

Organization for Security and Co-operation in Europe

PFP 平和のためのパートナーシップ

Partnership for Peace

PSI 拡散に対する安全保障構想

Proliferation Security Initiative

SALW 小型兵器·小火器

Small arms and light weapons

SCO 上海協力機構

Shanghai Cooperation Organization

SECI 南東ヨーロッパ協力イニシアティブ

Southeast European Cooperative Initiative

SLBM 潜水艦発射弾道ミサイル

Submarine-launched ballistic missile

SLCM 海上発射巡航ミサイル

Sea-launched cruise missile

SORT 戦略攻撃能力削減に関する条約

Strategic Offensive Reductions Treaty

SSR 治安部門改革

Security sector reform

START 戦略核兵器削減条約

Strategic Arms Reduction Treaty

UNIFIL 国際連合レバノン暫定駐留軍

UN Interim Force in Lebanon

UNMIT 国連東ティモール統合ミッション

UN Integrated Mission in Timor-Leste

UNROCA 国連通常兵器登録制度

**UN Register of Conventional Arms** 

WMD 大量破壞兵器

Weapon (s) of mass destruction

#### SIPRIのウェブサイト

SIPRIのウェブサイトwww.sipri.orgは、データ、情報及び分析の豊富な情報源である。提供しているのは、以下のとおりである。

- ・SIPRI研究プロジェクトに関する情報
- ・様々な電子フォーマットによるSIPRIオリジナルデータ
- ・SIPRI出版物の詳細と注文に関する情報
- ・SIPRIの政策論文、過去に出版されたSIPRIの図書や年鑑の見出し、 そして多数の論文や記事のダウンロード版

#### SIPRIのオンラインデータベース

Military Expenditure (軍事費)

http://www.sipri.org/contents/milap/milex/mex\_database1.html

Arms Transfers (武器移転) http://armstrade.sipri.org

Multilateral Peace Operations (多国籍平和活動) http://conflict.sipri.org

National Export Control Systems (国家輸出管理システム) http://www.sipri.org/contents/expcon/db1.html

FIRST: Facts on International Relations and Security Trends(国際関係及び安全保障動向に関するファクトデータ) http://first.sipri.org

#### 最近のSIPRI出版物

#### 図書

Humanitarian Military Intervention: The Conditions for Success and Failure, by Taylor B. Seybolt

Budgeting for the Military Sector in Africa: The Processes and Mechanisms of Control, edited by Wuyi Omitoogun and Eboe Hutchful

The Nordic Countries and the European Security and Defence Policy, edited by Alyson J. K. Bailes, Gunilla Herolf and Bengt Sundelius

#### 政策論文

Foreign Military Bases in Eurasia, by Zdzislaw Lachowski

The Shanghai Cooperation Organization, by Alyson J. K. Bailes, Pál Dunay, Pan Guang and Mikhail Troitskiy

Building Stability in the North Caucasus: Ways Forward for Russia and the European Union, by Neil J. Melvin

Regionalism in South Asian Diplomacy, by Alyson J. K. Bailes, John Gooneratne, Mavara Inayat, Jamshed Ayaz Khan and Swaran Singh

Relics of Cold War: Defence Transformation in the Czech Republic, by Miroslav Tůma

Territorial Disarmament in Northern Europe: The Epilogue of a Success Story?, by Matthieu Chillaud

本要約はカタロニア語、オランダ語、英語、フランス語、ドイツ語、 日本語、スペイン語そしてスウェーデン語版が Web 上にて入手可能。

SIPRI 出版物に関しての詳細は、books.sipri.org でご覧ください。

## SIPRI年鑑2007

軍備、軍縮及び世界の安全保障

ISBN 978-0-19-923021-1
Published by Oxford University Press, 2007
Hardback, 752 pages, price £85.00
より詳しい情報は
yearbook2007.sipri.orgにてご覧いただけます。

#### 注文方法

SIPRI 年鑑 は主要な書店を通して入手していただくか、 またはOxford University Pressを通しての注文が可能です。

Oxford University Press:

ウェブ注文 www.oup.co.uk/bookshop/

#### 電話注文

+44 1536-741 017 (ヨーロッパ) +1 800-451 7556 (アメリカ)

間もなく出版予定の『SIPRI年鑑2007』アラビア語、中国語、ロシア語及びウクライナ語訳に関するお問い合わせは、SIPRIまで。

Email: editors@sipri.org 電話: +46 8/655 97 00

### 広島大学図書館SIPRI年鑑2007ブックレット 日本語版刊行作業委員会

委員長:田中久男 図書館長(広島大学出版会会長)

委 員:細戸康治 図書館部長

諸富秀人 図書館部学術情報整備課長 白木俊男 図書館部学術情報企画課長 折原善彦 図書館部学術情報普及課長

上田大輔 図書館部学術情報整備グループ員

協力者:二宮皓 研究担当理事・副学長

西谷元 平和希求委員会委員長(社会科学研究科教授)

翻 訳:西浦ミナ子 同志社大学総合情報センター情報サービス課

校 閲:松尾雅嗣 平和科学研究センター長

# SIPRI 年鑑 2007

# 軍備、軍縮及び世界の安全保障

2008年3月31日 第1刷発行

編 集 広島大学図書館 SIPRI 年鑑 2007 ブックレット

日本語版刊行作業委員会

発行者 田中久男

発行所 広島大学図書館

〒 739-8512 東広島市鏡山 1 丁目 2-2

印刷所 株式会社 溪水社

〒 730-0041 広島市中区小町 1-4

詳しい情報は下記連絡先まで



#### ストックホルム国際平和研究所

Signalistgatan 9 SE-169 70 Solna Sweden

電話: +46 8/655 97 00 Fax: +46 8/655 97 33 Email: sipri@sipri.org URL: http://www.sipri.org



#### 広島大学図書館

東広島市鏡山1丁目2-2 電話:+81 082 424 6200 Fax:+81 082 424 6211

Email: tosho-kikaku-somu@office-hiroshima-u.ac.jp

URL: http://www.lib.hiroshima-u.ac.jp